

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業

募集要項 (修正版)

平成29年3月1日

宇部市上下水道局

目 次

第 1	本書の位置付け	1
第 2	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設等の管理者	1
3	事業の対象施設	1
4	事業の背景・目的	2
5	事業方式	3
6	事業の対象となる施設等	3
7	事業概要	5
8	事業期間	5
9	事業者の収入	6
第 3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	募集及び選定の方法	7
2	提案価格の上限額	7
3	選定スケジュール	7
4	応募者等の資格等	7
5	公募手続き等	12
6	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	16
7	優先交渉権者選定後の手続き	18
第 4	その他事業の実施に関し必要な事項	19
1	事業の継続が困難となった場合の措置	19
2	議会の議決	19
3	情報公開及び情報提供	19

第1 本書の位置付け

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、宇部市上下水道局（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく調達手続きを参考に、特定事業として選定した「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業」（以下「本事業」という。）について、募集条件を定めたものである。

募集要項に添付されている、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業基本契約書（案）（以下「基本契約書（案）」という。）、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業建設工事請負契約書（案）（以下「建設工事請負契約書（案）」という。）、宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業維持管理委託契約書（案）（以下「維持管理委託契約書（案）」という。）は一体のもの（以下、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理委託契約書（案）及びその他の関連資料を総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

なお、募集要項等と実施方針及び実施方針・要求水準書（案）に関する質問・回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 事業概要

1 事業名称

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業

2 公共施設等の管理者

宇部市上下水道事業管理者 和田 誠一郎

3 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ① 玉川ポンプ場（合流式ポンプ場）
- ② 合流幹線管渠（居能1号バイパス幹線及び栄川1号バイパス幹線）
- ③ 雨水放流渠（玉川ポンプ場放流渠）
- ④ 汚水圧送管（西部合流汚水圧送幹線）
- ⑤ 雨水吐口工（吐口）
- ⑥ 栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場（撤去工事の対象）

4 事業の背景・目的

宇部市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、第二次世界大戦後は戦災復興事業と併せて、昭和23年（1948年）に市街地の中心部を流れる真縮川を境として東西の処理区に分割し、処理場2箇所を含む479ヘクタール（合流式下水道）の事業認可を受けたのが公共下水道事業の始まりである。この2処理区のうち、西部処理区は昭和36年（1961年）5月に、東部処理区は昭和37年（1962年）9月に供用開始した。

その後、分流式による事業に着手し、平成16年（2004年）に新市としてスタートした宇部市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の4処理区からなり、平成28（2016）年3月31日現在、全体計画面積6,432ヘクタールのうち事業計画面積4,405ヘクタールの区域内において整備を進め、3,320ヘクタールの整備を終えている。

宇部市全体の汚水人口普及率は、平成28年（2016年）3月31日現在で76.1%となり、また雨水については、面積整備率22.0%となっている。

西部処理区の合流ポンプ場である栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場は、それぞれ、昭和32年（1957年）3月及び昭和42年（1967年）3月より稼働して以来、第1期に建設した施設は、平成27年度末（2015年度末）時点で、それぞれ、築59年及び築49年が経過している。耐用年数を越えた施設、設備については、老朽化が進み、機能の低下が発現しており対策を必要とする状況である。

これに対して平成17年度（2005年度）に施設の劣化・機能低下状況の調査・診断及び耐震診断を行った結果では、両ポンプ場の施設、設備を改築するよりも、両ポンプ場の機能を統合した新設ポンプ場（玉川ポンプ場）及び合流幹線管渠を設置し、揚水機能の維持を図ることが、経済性・施工性・耐震性等の上でより適切であると判断された。平成19年度（2007年度）には、事業計画に栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場を廃止し、玉川ポンプ場に統合することを位置付けている。

また、下水道施設（浄化センター、ポンプ場及び管渠）の維持管理業務については、市職員による直営方式で行っている。しかし、維持管理業務担当職員の減少に伴い、直営で維持管理する施設は縮小せざるを得なく、一部ポンプ場に加え、西部浄化センター維持管理業務の民間委託化も検討しているところである。

これらの実情を踏まえ、本事業は、栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の機能を統合する玉川ポンプ場と合流幹線管渠を「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業」として、PFI手法を参考に、設計・建設から維持管理（合流幹線管渠は除く）業務を一体的に行うものである。

設計・建設に維持管理を付加することで、事業者による総合的な組合せの創意工夫が期待でき、設計・建設から維持管理までの各段階のリスク分担も適正化され、総合的なコスト縮減を図るものである。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づく調達手続を参考にしたDBO（Design Build Operate）方式を用いる。事業者は、玉川ポンプ場、合流幹線管渠、雨水放流渠、污水圧送管及び雨水吐口工を整備し、玉川ポンプ場の維持管理業務を行うものとする。さらに、栄川ポンプ場及び鶉の島ポンプ場の現有施設の撤去も行うものとする。

6 事業の対象となる施設等

(1) 事業の対象となる施設

① 新設工事

表 2.6.1 新設工事の概要

所在地	山口県宇部市大字藤曲字沖土手下 2483-1 ほか		
対象施設の敷地面積、延長等	玉川ポンプ場	約 0.59ha (分流ポンプ場も含めたポンプ場敷地面積：約 1.33ha)	
	合流幹線管渠	居能 1 号バイパス幹線 (No. 1)	約 1.1km
		居能 1 号バイパス幹線 (No. 2)	約 0.2km
		栄川 1 号バイパス幹線	約 0.6km
	雨水放流渠	玉川ポンプ場放流渠 (No. 1)	約 0.1km
		玉川ポンプ場放流渠 (No. 2)	約 0.4km
	污水圧送管	西部合流污水圧送幹線	約 0.3km
	雨水吐口工		1 箇所

② 撤去工事

表 2.6.2 撤去工事の対象施設

ポンプ施設の名称	敷地面積 (ha)	竣工年度	摘要
鶉の島ポンプ場	0.32	昭和 41 年度	合流ポンプ場
栄川ポンプ場	0.22	昭和 31 年度	合流ポンプ場

(2) 排除方式

合流式

(3) 施設能力

施設	名称	水量
合流ポンプ場	玉川ポンプ場	総流入水量 22.3 m ³ /s
合流幹線管渠	居能1号バイパス幹線 (No.1)	必要流下能力 13.1 m ³ /s
	居能1号バイパス幹線 (No.2)	必要流下能力 22.3 m ³ /s
	栄川1号バイパス幹線	必要流下能力 8.53 m ³ /s
雨水放流渠 及び吐口工	玉川ポンプ場放流渠 (No.1)	必要流下能力 22.0 m ³ /s
	玉川ポンプ場放流渠 (No.2) 吐口	必要流下能力 33.8 m ³ /s
汚水圧送管	西部合流汚水圧送幹線	必要流下能力 0.313 m ³ /s
合流ポンプ場 (撤去)	鶴の島ポンプ場	総流入水量 11.0 m ³ /s
	栄川ポンプ場	総流入水量 7.00 m ³ /s

7 事業概要

事業者は、以下の業務を実施するが、①及び③の業務については、市と共同企業体（事業者のうち設計企業及び建設企業に該当するコンソーシアム構成員すべて、並びに一定の要件¹を満たした協力企業を構成員とする共同企業体のこと。以下「建設等JV」という。）が締結した建設工事請負契約に基づいて実施し、②の業務については、市と特別目的会社（コンソーシアム構成員が出資し、設立した特別目的会社のこと。以下「SPC」という。）が締結した維持管理委託契約に基づいて実施する。

① 玉川ポンプ場及び合流幹線管渠の設計・建設業務

- ア 設計業務
- イ 建設業務

② 玉川ポンプ場の維持管理業務

- ア 保全管理業務
 - (ア) 保守点検業務
 - (イ) 調査業務
 - (ウ) 修繕業務及び改築に関する計画業務²
- イ 運転管理業務
 - (ア) ポンプ場の運転管理業務
 - (イ) エネルギー管理業務
 - (ウ) 廃棄物処理管理業務

ウ その他の業務

③ 栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の施設の撤去業務（設計含む）

- ア 施設の撤去設計業務
- イ 施設の撤去業務

④ 市の業務範囲

本事業における市の業務範囲は以下のとおりである。

- ア 交付金等の申請手続き
- イ 沈砂、し渣等の運搬・処分
- ウ 工事監督及びモニタリング

8 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業期間は、基本契約が締結された後、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、設計・建設期間（7～8年間を想定しているが、事業者提案により、短縮は可能である。）を経て、維持管理期間20年を経過する日が属する事業年度末日（本事業期間が延長

¹一定の要件は、第3_4(4)①から③に記載している。

²改築に関する計画業務とは、維持管理期間にわたって必要となるすべての施設の改築のスケジュール策定や改築費の見積書作成等をさす。なお、参考として、施設、設備が適正に維持管理された場合の全体事業費把握のため、建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用についても作成すること。実際の改築業務については、国土交通省の下水道ストックマネジメント支援制度に基づいて、「計画的な改築」として交付金の対象となる改築業務も含むため、本事業の対象とはせず、別途業務とする。

された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。)までをいう。

時期・期間	内容
平成29年10月上旬(予定) 基本契約及び建設工事請負契約締結の日から 平成37年3月 ³ (予定)まで 平成37年3月(予定) 平成37年4月(予定)から20年間 ⁴	基本契約及び建設工事請負契約の締結 設計・建設期間(旧ポンプ場の撤去設計含む) 維持管理委託契約の締結 玉川ポンプ場(旧ポンプ場の撤去工事を含む)の維持管理期間

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をさす。

② 本事業期間の延長

維持管理委託契約に定める事由によって、市とSPCが合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

9 事業者の収入

①設計・建設に係る対価

市は、建設等JVに対して、玉川ポンプ場及び合流幹線管渠の設計・建設業務に係る対価(撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。)を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、設計・建設に係る対価の額については、基本契約の締結から完成・引渡し(撤去含む)までの期間が長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。建設等JVは、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。

②維持管理業務に係る対価

市は、SPCに対して、維持管理業務に係る対価を維持管理期間にわたってSPCが計画し、市が承諾した業務の内容に従い、四半期に1回支払う。なお、修繕業務及び改築に関する計画業務については、SPCの提案に従い、事業年度ごとにその対価を支払う。

ただし、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく交付金の対象となる改築業務については、本事業にかかる債務負担行為の設定とは別に予算措置を行うため、SPCにおいても、市が交付金を収受できるように協力すること。また、雨水ポンプ運転のための動員日数が、維持管理委託契約に定めた一定日数に対して増減する場合、対価を増減させる。物価変動による改定は、基本契約の締結から維持管理業務の開始日までを含めて、原則として年1回行うこととする。

³ 設計・建設期間は、7～8年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能であり、その場合には、維持管理期間の開始日も短縮期間に応じて早めることとする。

⁴ 排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間をとる。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争的対話方式を用いた公募型プロポーザル方式により行う。

2 提案価格の上限額

本事業の提案価格の上限額は次のとおりとする。なお、最低制限価格は設けない。

17,300,000,000円（税抜き）

この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

3 選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおり予定している。

表 3.3.1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成29年 3月 1日	募集要項等（修正版）の公表
平成29年 3月 6日～3月17日	参加表明書、資格審査書類の受付期間
平成29年 3月24日	資格審査結果の通知
平成29年 4月 3日～5月10日	競争的対話の期間
平成29年 5月17日	競争的対話の終了宣言（公表）
平成29年 7月31日	提案書の提出期限
平成29年 8月31日	優先交渉権者の選定
平成29年 9月11日	基本協定の締結
平成29年10月上旬	基本契約及び建設工事請負契約の締結
平成29年10月上旬	本事業開始
平成37年 3月	維持管理委託契約の締結
平成37年 4月	維持管理の開始

4 応募者等の資格等

(1) 応募者等の構成

- ① 応募者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 本事業を実施する者として選定されたコンソーシアムは、基本契約の締結後、平成32年11月末日までにSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として宇部市内に設立するものとする。
- ③ 応募者は、コンソーシアムを構成する企業（SPCに出資する企業のこと。以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び協力企業（建設等JVに直接参画する、又はSPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業のこと。以下同じ。）の

名称並びにそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

- ④ コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募を行うこととする。なお、代表企業は、建設企業又は維持管理企業のいずれかの企業とし、要件については、それぞれ以下のとおりとする。

ア 建設企業の場合：第3_4_(3)②ウ～カのいずれかの要件を満たす企業

イ 維持管理企業の場合：第3_4_(3)③イの要件を満たす企業

- ⑤ S P Cが発行する全ての株式は、コンソーシアム構成員により保有されなければならない。また、事業期間中の出資比率⁵又は議決権比率⁶の変更については、原則として認めるが、すべての株式を譲渡してコンソーシアム構成員がコンソーシアム構成員でなくなることは認めない。

- ⑥ コンソーシアム構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業として重複参加できないものとする。

- ⑦ コンソーシアム構成員2社及び協力企業2社並びにコンソーシアム構成員と協力企業が、それぞれ、次のいずれかの関係に該当する場合は、それぞれの2社は、別のコンソーシアム構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 以下のいずれかに該当する2社の場合

（ア）一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

（イ）一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

（ウ）一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一

⁵ 出資比率とは、その出資した株式数が発行済株式総数の何パーセントを占めるのかを表したものである。

⁶ 議決権比率とは、その出資した株式の議決権の個数が発行済株式総数の議決権の総個数の何パーセントを占めるのかを表したものである。

である場合

(エ) 一方の会社の本市応募に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合
エ その他事業者選定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑧ 資格審査書類の受付開始日以降、代表企業及びコンソーシアム構成員並びに協力企業の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員及び協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、第3_4(2)⑪に示す少なくとも3社については、変更せざるを得ない事情が生じた場合には、参加資格要件を満たすコンソーシアム構成員及び建設協力企業を補充し、市が参加資格等を確認し、変更を認める。
- ⑨ 資格審査書類の受付開始日以降、コンソーシアム構成員及び協力企業が第3_4(2)の参加資格要件を、又はコンソーシアム構成員が同(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

(2) コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した株式会社NJS(旧社名「日本上下水道設計株式会社」)及び当該業務において上記の者と提携関係にある者(岩本法律事務所(東京都新宿区 代表弁護士:岩本昌子))並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
- ⑥ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑧ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

- ⑨ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、宇部市税、山口県税に係る徴収金を完納していること。宇部市及び山口県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）を滞納していない者であること。
- ⑩ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑪ コンソーシアム構成員及びJV建設協力企業（協力企業のうち、建設等JVに参画する建設協力企業のこと。以下同じ。）の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後3年以上を経過していることが必要である。
- ⑫ 上記⑤から⑦までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) コンソーシアム構成員の分野別参加資格

応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、各企業はコンソーシアム構成員として、資格審査書類の受付開始日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

なお、市は、建設等JVと本事業の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する建設工事請負契約を直接締結し、この契約の対象施設（既存ポンプ場は除く）の引渡し後、すべてのコンソーシアム構成員が出資し、設立したSPCと維持管理委託契約を締結する。

① 設計企業

設計企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすものとする。イ及びウの要件については、各設計業務を担当するコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。

- ア 「平成27・28年度宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- イ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けており、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を有すること。併せて、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における排水能力が10m³/秒以上のポンプ場施設新設に係る実施設計業務及び平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式下水道緊急改善計画業務の履行実績を有していること。土木、建築、機械及び電気の実施設計実績全てを有することが必要だが、必ずしも同一の下水道施設の実績ではなく、別の下水道施設の実績を合わせることも可とする。
- ウ 平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事

に係る実施設計業務の履行実績を有していること。

② 建設企業

建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はア及びイの要件を満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当するコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。

ア 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工の種類のうち、本事業において担当する工の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 本事業において担当する工の種類について、「平成27・28年度宇部市入札参加資格」の認定を受けていること。

ウ 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、それぞれ1,600点以上であること。なお、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過していないこと。併せて、土木一式工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における排水能力が20m³/秒以上の合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

エ 機械工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、口径1,500mm以上で揚程15m以上の雨水ポンプ設備に係る製作及び施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

オ 電気工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、非常用高圧発電機設備（1,000kVA以上）及び中央監視制御システムの施工実績（別工事での実績も可とする）を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

カ シールド工事又は推進工事について、平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事又は中大口径推進工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。

③ 維持管理企業

維持管理企業は、保全管理業務及び運転管理業務等を実施する者であり、次のア及びイの要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、アについては全ての維持管理業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすこととする。

ア 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における下水道終末処理場（合流式）の維持管理の履行実績を有していること（契約が完了していない実績も認めるが、5年以上の履

行実績を有するものに限る)。また、下水道法施行令第15条の3に該当する者を維持管理業務の総括責任者として専任できること。

(4) 協力企業の分野別一定要件

J V協力企業（協力企業のうち、建設等 J Vに参画する協力企業のこと。以下同じ。）及び維持管理の協力企業は、以下の①から④の各要件に該当する場合には、資格審査書類の受付開始日において、各要件に定める事項を満たすことを必要とする。

① J V協力企業及び維持管理の協力企業

宇部市内に本店が所在する会社設立後3年以上を経過している法人であること。

② J V協力企業のうち、設計企業

コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4（3）①設計企業の要件アを満たす企業であること。

③ J V協力企業のうち、建設企業（J V建設協力企業）

コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4（3）②建設企業の要件ア及びイをともに満たす企業であること。

④ 維持管理企業の協力企業

コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4（3）③維持管理企業の要件アを満たす企業であること。

(5) コンソーシアム構成員のSPCに対する出資義務

すべてのコンソーシアム構成員は、SPCに対して必ず出資を行なうこと。ただし、議決権制限株式、優先配当株式などの種類株式への出資でも足りる。

5 公募手続き等

(1) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月17日（金）午後5時（必着）まで

(イ) 提出先

宇部市上下水道局 下水道整備課 計画係
〒755-0022 山口県宇部市神原町一丁目8番3号

(ウ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail 等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、平成29年3月17日（金）午後5時必着とし、「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成

参加表明書及び参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式5～8は、正本1部・副本1部を作成すること。様式9は、必要な添付書類等を含め、正本1部・副本1部を作成すること。なお、様式7～9は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に作成すること。提出に当たっては様式5～9（添付書類等含む）を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式5（参加表明書）

様式6（参加資格確認書）

様式7-1（コンソーシアム構成員一覧表）

様式7-2（協力企業一覧表）

様式8（委任状）

様式9（同種及び類似施設での設計・建設又は維持管理実績）

ウ 参加資格確認の通知

市は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知を平成29年3月24日（金）までに発送する。なお、この時本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成29年3月28日（火）午後5時（必着）までに書面により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、平成29年3月31日（金）までに発送する。

オ その他

(ア) 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(イ) 市は、提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(2) プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式 10 を提案書提出日までに宇部市上下水道局下水道整備課に持参、または郵便もしくは信書便（提案書提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式 10（参加辞退届）

(3) 提案書類提出日時等

参加資格確認通知により、参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 提案書類の提出

(ア) 日時

平成 29 年 7 月 31 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

(イ) 場所

宇部市上下水道局 下水道整備課 計画係

〒755-0022 山口県宇部市神原町一丁目 8 番 3 号

※提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、参加資格確認通知の写しを持参すること。

イ 提案書類の作成方法

(ア) 提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。

(イ) 提出部数は、正本 1 部・副本 18 部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。

(ウ) 施設計画図面集については、A4 版（観音製本）とし、その他の様式は A4 版の簡易ファイル綴じとする。

(エ) すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。

(オ) エクセルデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

《提出様式》

様式 I-1（技術提案書表紙）から様式 IV-2（見積書（別添様式含む））までの各様式

ウ 提案書類提出に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 公正な公募プロポーザルの確保

応募者を構成する企業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

(エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a. 著作権

市が提示した募集要項等またはその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

b. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c. 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する募集要項等またはその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

d. 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e. 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 契約保証金

事業者は、建設工事請負契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。また、これとは別に維持管理委託契約金額を維持管理期間20年で除した額の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。

ただし、いずれの保証金についても、事業者は、宇部市上下水道局契約規程（上下水道事業管理者規程第3号）第6条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規程第7条各号に該当する場合には、委託者は、契約保証金の

全部又は一部を納付させないことができる。

(キ) 保険

工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険及び労災保険等に参加すること。維持管理期間中も、施設内において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に参加すること（詳細については、建設工事請負契約書（案）及び維持管理委託契約書（案）に記載する。）。なお、維持管理期間において、市は建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会 中国地区）の保険付保を予定している。希望者は、建物総合損害共済事業の概要と事務取扱の手引を宇部市上下水道局下水道施設課にて閲覧可能である。

(ク) 提案書類の無効

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は無効とする。

- ・参加資格がない者が提出したプロポーザル提案
- ・応募者の代表企業以外の者が提出したプロポーザル提案
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出したプロポーザル提案
- ・記名及び押印のないプロポーザル提案
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確なプロポーザル提案
- ・応募者が2つ以上の提案書類を提出した場合
- ・本プロポーザルに際して談合等の不正行為があった場合
- ・所定の日時まで所定の場所に到着しなかったプロポーザル提案

(ケ) 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。

プロポーザル参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期し、または中止する場合がある。

また、優先交渉権者選定前までに指名停止や参加辞退者発生等のため、参加者数が1者以下となった場合は、競争が成立しないため本プロポーザルの執行を延期し、または中止とする。なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

6 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等

(1) 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験等を有する者からなる事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の委員は、表 3.6.1 のとおりである。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書等の審査及び評価等を行う。

表 3.6.1 委員会の委員（敬称略）

区 分	氏 名	所属・役職
委員長	進士 正人	山口大学 工学部長
副委員長	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 下水道経営企画課長
委員	朝位 孝二	山口大学 工学部 教授
委員	温品 由彦	山口県 宇部土木建築事務所長
委員	和田 誠一郎	宇部市 上下水道事業管理者

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、問合せや働きかけを行った場合は、当該応募者は失格とする。

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、事業者選定基準に示すが、施設のライフサイクルコストの縮減を図る提案であるだけでなく、ポンプ場等の維持管理が適切になされることが期待できる提案かどうかの観点から評価を行う。

(3) 競争的対話の実施

本事業の選定過程において、最終的な提案書の提出前に、応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため、競争的対話を実施する。実施にあたっては、参加資格確認の通知と合わせて、参加資格を有する応募者の代表企業に競争的対話通知書を送付し、実施スケジュールを通知する。競争的対話に際して、応募者は技術提案に影響する要求水準書の要件等を確認すること。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(4) 提案書の提出

競争的対話の終了後、応募者は、審査の対象となる提案書を提出する。なお、競争的対話に参加した応募者だけが提案書を提出できる。

(5) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市上下水道局の公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市は、その旨を市上下水道局の公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

7 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者（コンソーシアム構成員）は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者（コンソーシアム構成員）と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に基本契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

(2) 基本契約の締結

市は、優先交渉権者（コンソーシアム構成員）と基本契約を締結する。基本契約は、その後の建設工事請負契約及び維持管理委託契約を総括する契約である。

(3) 建設工事請負契約の締結

市は、優先交渉権者のコンソーシアム構成員及び協力企業のうち、建設等 J V と建設工事請負契約書（案）の内容に従い、本事業の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する請負契約を締結する。なお、建設 J V の施工方法は、甲型 J V とする。

(4) S P C の設立

優先交渉権者（コンソーシアム構成員）は、平成 3 2 年 1 1 月 3 0 日までに S P C として、会社法に規定する株式会社を宇部市内に設立しなければならない。本事業期間中は、S P C の本店所在地を宇部市外に移転させないものとする。なお、S P C が発行する全ての株式は、譲渡制限を付した株式（会社法第 1 0 7 条第 1 項第 1 号）又は譲渡制限を付した種類株式（第 1 0 8 条第 1 項第 4 号）とし、譲渡の承認には、S P C の承認機関に加えて、市の承諾を必要とする。

(5) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者（コンソーシアム構成員）は、基本契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができる。

(6) 維持管理委託契約の締結

市と S P C は、維持管理委託契約書（案）の内容に従い、維持管理委託契約を締結する。

(7) 西部浄化センター維持管理業務の受託者選定における優先交渉権者の地位の付与

市は、維持管理委託契約を締結する予定の S P C⁷ に対して、将来、発注を予定している西部浄化センターの民間委託による維持管理業務（西部浄化センター維持管理業務委託）の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。

ただし、この優先交渉権者の地位は、他に譲渡することはできず、さらに平成 3 2 年 1 2 月 3 1 日までに市と S P C の間で西部浄化センター維持管理業務委託の契約締結に至らなかった場合は失効する。

⁷ 正確には S P C の設立、登記前で法人格は有していないため、会社設立前の社団に対して地位を付与し、S P C 設立後に西部浄化センター維持管理業務委託の契約を締結する。

第4 其他事業の実施に関し必要な事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除することができるものとする。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除することができるものとする。
- ③ ①及び②の規定により市が基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除した場合は、基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除できるものとする。
- ② ①の規定により事業者が基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除した場合は、基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他、市または事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により市又は事業者が基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約を解除した場合の措置は、基本契約、建設工事請負契約又は維持管理委託契約に定めるところに従うものとする。

2 議会の議決

市は、本事業の契約範囲における財源確保について、平成29年3月の宇部市議会にて債務負担行為の設定に関する手続きを行う予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市上下水道局の公式ホームページ等を通じて適宜行う。ただし、

各応募者からの公募条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】 宇部市上下水道局 下水道整備課 計画係

【住所】 〒755-0022 山口県宇部市神原町一丁目 8 番 3 号

【TEL】 0836-21-2180

【E-mail】 tamap@city.ube.yamaguchi.jp

【URL】 <http://ubesuido.jp/>